

# アントレサロン 利用規約

銀座セカンドライフ株式会社

## 第1条 (利用規約の適用)

銀座セカンドライフ株式会社（以下「弊社」といいます）は、アントレサロン利用規約（以下「本利用規約」といいます）を定め、これによりアントレサロンサービス（以下「当サービス」といいます）を会員に提供します。本利用規約は弊社と会員との間に成立する当サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）の内容となります。

## 第2条 (当サービスの内容)

1. 当サービスは、住所表記、郵便・宅配物受領保管、来客応対、電話転送、会議室、商談室、オープンラウンジ、フリーデスク、個室、会社登記、およびそれに付帯関連するサービスから成り立っています。サービス内容の詳細および料金等については別紙に記載します。
2. 当サービスは、下記の用途にはご利用頂けません。
  - (1) 住民票、免許証、パスポート、その他個人の公的書類上の住所地または連絡先としての利用
  - (2) DMの返信先、アダルトサイト、出会い系サイト、MLM、マルチ商法、ギャンブルなどの類の住所地または連絡先としての利用
  - (3) 証券取引口座、キャッシュカード、クレジットカード、デビットカードなどの類の申込み自宅住所地または連絡先としての利用
  - (4) 政治活動、宗教活動、労働組合活動のための利用
  - (5) 反社会的勢力のための利用
  - (6) その他法令・条例などに違反する行為のための利用

## 第3条 (フリーデスク、個室)

1. 弊社は、フリーデスク、個室を会員に提供します。
2. フリーデスクの利用は先着順とし、満席で利用できない場合も、弊社はその損害を負わないものとします。
3. 会員は、フリーデスクを利用する際、会員証を示さなければなりません。これらの条件が満たされない場合は利用を拒絶する場合があります。
4. フリーデスク、個室の利用可能時間は別に定める営業時間内のみとします。
5. 会員がフリーデスクに2時間以上荷物等を放置し離席した場合は、弊社にて荷物を撤去・保管し他の会員へ席を明け渡すことができるものとします。  
弊社が荷物等の撤去・保管をすることにより、会員に損害が生じた場合も、弊社はその損害を負わないものとします。
6. 会員は、フリーデスク、個室の利用について、運営のために弊社が定めた「館内規則」を遵守するものとし、また他の会員が利用する妨げにならないよう、互いに調整を図るものとします。
7. 施設内で拾得した忘れ物・落し物は、一定期間（1週間）保管しますが、持ち主の方が現れなかった場合は処分します。
8. 会員は、施設内の設備・備品を破損・紛失した場合、相応の賠償責任を負います。
9. 会員は、個室の退去時に通常の使用に伴い生じた損耗及び経年劣化を除き、個室内の原状回復義務を負うものとします。なお、個室の入居時に期限内に「アントレサロン個室ご利用前確認フォーム」を送信しない場合、原状回復費用は全額会員負担になります。個室修理等の費用は、契約終了後も請求できるものとします。

## 第4条 (郵便・宅配物の転送・保管)

1. 弊社は、会員宛の郵便・宅配物を代理受領します。
2. 弊社は、郵便物については会員から郵便物宅配転送サービスの依頼があった場合に限り、弊社が決めたタイミングで、普通郵便又はヤマト運輸株式会社の包装資材でご指定先に転送します。

3. 弊社は、宅配物については会員から郵便物宅配転送サービスの依頼があった場合に限り、弊社が決めたタイミングで、ヤマト運輸株式会社による配送でご指定先に転送します。
4. 郵便物・宅配物の転送にかかる費用は実費負担となります。
5. 会員は、弊社が預かる郵便物・宅配物を引き取る場合は、引取者の身分証明書を示さなければなりません。これらの条件が満たされない場合は引取りを拒絶する場合があります。
6. 第1項にもかかわらず、弊社は、下記に該当するものは不在票を預かり、郵便物・宅配物そのものは受領しません。
  - (1) 書留
  - (2) 本人限定受取郵便
  - (3) 生ものや生き物、生花
  - (4) 着払いの郵便物・宅配物など
  - (5) 一度の多量の郵便物、小包など
  - (6) その他、不相当と判断したもの
7. 会員が郵便物や宅配物の転送を弊社に依頼する場合は、都度 4,000 円 (税別) 及び実費がかかるものとします。
8. 前項にかかわらず弊社で保管している会員の郵便物や宅配物が一定の量やサイズを超えた場合は、弊社は会員に対し事前予告の上で一定期間経過後、これらを転送できるものとします。その際転送にかかる事務手数料 4,000 円 (税別) 及び実費は会員負担とします。
9. 弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、弊社は、受領拒否、受領した郵便・宅配物の損壊、紛失、腐敗、または受領報告の失念もしくは遅延、受領した郵便物を会員が受取に來なかつた、その他の理由によって会員または第三者が損害を被つたとしても、いかなる責任も負いません。ただし、転送時の事故について、郵便事業株式会社「内国郵便約款」およびヤマト運輸株式会社「宅配便利用約款」の適用を受けるときは、その限度で弊社の判断により、責任を負うことがあります。また、本項に基づき弊社が責任を負う場合でも、その責任は弊社が会員から受領した利用料 1 ヶ月分の金額を限度とします。

#### 第5条 (専用電話番号)

1. 弊社は、会員から依頼があった場合に限り、電話番号を会員に提供します。
2. 弊社は、会員に提供した電話番号宛に着信した電話についてはご指定の電話番号に転送いたします。
3. 弊社は、会員が事前にご登録いただいた電話番号から別途定める方法に従い発信した場合に限り、会員に提供した電話番号でご指定先の電話番号に転送いたします。
4. 電話転送にかかる費用 (通話料) は実費負担となります。

#### 第6条 (商談室、セミナールーム、オープンラウンジ)

1. 弊社は、会員から依頼があった場合に限り、会員とその同伴者が来社時にご利用いただける商談室、セミナールーム、オープンラウンジ (以下「商談室等」といいます) を会員に提供します。
2. 商談室とセミナールームの利用は予約制とし、利用日の3ヶ月前から予約可能とします。但し、1ヶ月あたりの利用時間の上限は15時間までとします。また、土曜日の利用は各部屋につき月1回とします。
3. オープンラウンジの利用は先着順とします。オープンラウンジを利用する際は、アントレサロンの IC カードの裏面に署名した弊社に登録している利用者本人が必ず同席し、1日3時間まで上限4名で利用するものとします。用途は打合せや商談等を目的とした利用に限り、利用者1名での仕事や作業用としての利用は禁止します。また、満席で利用できない場合も、弊社はその損害を負わないものとします。
4. オープンラウンジを利用する際、弊社の許可なしに座席のレイアウト変更をすることはできません。レイアウト変更等により、他の会員の利用の妨げになると弊社が判断した場合、会員は速やかに現状復帰をするものとします。これに応じない場合は、弊社は会員の利用を拒絶する場合があります。
5. オープンラウンジにおける電話や skype 等での通話で、他の会員に対して迷惑がかかると弊社が判断した場合は、会員の利用を拒絶する場合があります。商談室、セミナールームは会員が主催する場合のみ利用可能です。これらの条件が満たされない場合は利用を拒絶する場合があります。
6. 商談室等の利用可能時間は各店舗の別に定める営業時間内のみとします。
7. 会員は、商談室等の利用について、運営のために弊社が定めた「館内規則」を遵守するものとし、また他の会

員が利用する妨げにならないよう、利用終了時間までに退室するものとします。但し、次の予約が入っていない場合に限り、利用終了時間後も継続して利用できますが、10分以上経過した場合は延長料金が発生いたします。

8. 会員は、会員とその同伴者が、施設内の設備を破損した場合、相応の賠償責任を負います。
9. 会員は商談室、セミナールームの予約のキャンセルは予約の7日前までに行うものとします。また、予約のキャンセルは2ヶ月に1回とします。
10. 施設内で拾得した忘れ物・落し物は、一定期間（1週間）保管しますが、持ち主の方が現れなかった場合は処分します。

## 第7条（利用申込）

会員は、当サービスを利用する際、弊社指定の申込書又はWebサイトより、申込むものとします。その際、次の書類を提出するものとします。

1. 施設の住所を利用する場合
  - (1) 申込者が法人の場合
    - ① 登記簿謄本 履歴事項証明書
    - ② 印鑑証明書
    - ③ 以下のいずれかの代表者身分証明書
      - (ア) 免許証
      - (イ) 健康保険証
      - (ウ) パスポート
      - (エ) 在留カード
  - (2) 申込者が個人の場合
    - ① 住民票
    - ② 印鑑証明書
    - ③ 以下のいずれかの代表者身分証明書
      - (ア) 免許証
      - (イ) 健康保険証
      - (ウ) パスポート
      - (エ) 在留カード
2. 施設の住所を利用しない場合  
以下のいずれかの身分証明書
  - (ア) 免許証
  - (イ) 健康保険証
  - (ウ) パスポート
  - (エ) 在留カード

## 第8条（利用契約の成立及び会員資格の取得・喪失）

利用契約は弊社が本サービスの申込内容を審査し、利用を承認した日に成立し、その日に申込者は当サービスの会員資格を取得します。但し、弊社が利用審査を開始し、前条記載の書類のうち一部が不備であるとして告知したにもかかわらず申込者の都合により書類が提出されない場合は、申込みをした日から3カ月経過後、弊社は申込者に関連する情報を全て廃棄できるものとします。

## 第9条（申込の拒絶）

弊社は、その判断で申込を拒絶することがあります。

## 第10条（利用料金の支払い）

1. 弊社は、会員に対し当サービスの基本利用料金、弊社が立替えた郵便料金や通信費またはオプションで利用した各種の料金について、毎月請求書をメールで送ります。会員は請求金額を所定の方法で支払うものと

ます。

2. 利用料金は1か月単位で発生し、日割りできないものとします。
3. 弊社は、当サービスの基本利用料金については翌月分の料金を、但し以下の料金については、前月に発生した金額を請求します。
  - (ア) 宅配便荷物預かり料金（1個300円）（税別）
  - (イ) 領収書発行費用（1通200円）（税別）
  - (ウ) その他、当サービスのオプションとして会員が利用した各種の料金
4. 弊社は、郵便料金、電話転送料金等について弊社の立替金額が高額になる場合は、預かり保証金として必要額を請求金額に含めて預かることができます。預かり保証金は利用契約終了時まで預かり、全額を返金します。預かり金には利息等はつけません。
5. 弊社が受領した当サービスの料金は、申込者または会員に如何なる理由があろうとも、返金しません。
6. 本条5項にもかかわらず、弊社が申込を拒絶する前に、申込者が弊社に申込金等の料金を支払済みの場合には、弊社は受領した料金から支払手数料を控除した金額を申込者の指定口座宛に返金します。

#### 第11条（遅延損害金）

会員は、当サービスの料金等の支払いについて、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.6%の額を、遅延損害金として支払うものとします。

#### 第12条（利用契約の変更）

1. 会員は、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号等に変更があったときは、速やかに変更を記載した書類を弊社へ提出するものとします。
2. 弊社は常に登録されている会員情報が有効なものとみなし、会員が会員情報の変更を怠り、又は不正確な情報を登録したことによって被る損害(弊社からの通知または郵送物等の送付が不到達等)について、弊社は一切の責任を負わないものといたします。
3. 会員はプランの利用開始後、弊社の指定する方法をもって申請することにより、当サービスのプランを追加、変更や解約をすることができます。プランの解約時期は、弊社が申請内容を受領した月の翌月の末日となります。
4. 別紙記載の有料オプションメニューについては、当初の期間を2ヶ月とし、以後1ヶ月を単位として自動的に更新します。

#### 第13条（利用契約の期間）

1. 施設の住所を利用する場合
  - (1) 利用契約は、当初の期間を6ヶ月とし、以後1ヶ月を単位として自動的に更新します。
  - (2) 本条第1項第1号にもかかわらず、会員は、利用期間（但し、無料期間を除く）6ヶ月に満たない場合には、6ヶ月に満つるまでの利用料金を支払い、弊社の指定する方法をもって解約の旨を通知することにより、利用契約を解約することができます。この場合、弊社が通知を受領した月の翌月の末日に、利用契約は終了します。
  - (3) 利用契約は、弊社の指定する方法をもって解約の旨を通知することにより、解約することができます。この場合、通知を弊社が受領した月の翌月の末日に、利用契約は終了します。
2. 施設の住所を利用しない場合
  - (1) 利用契約は、当初の期間を2ヶ月とし、以後1ヶ月を単位として自動的に更新します。
  - (2) 本条第2項第1号にもかかわらず、会員は、利用期間（但し、無料期間を除く）が2ヶ月に満たない場合には、2ヶ月に満つるまでの利用料金を支払い、弊社の指定する方法をもって解約の旨を通知することにより、利用契約を解約することができます。この場合、通知を弊社が受領した月の翌月の末日に、利用契約は終了します。
  - (3) 利用契約は、弊社の指定する方法をもって解約の旨を通知することにより、解約することができます。この場合、通知を弊社が受領した月の翌月の末日に、利用契約は終了します。

#### 第14条（利用契約の解除）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、会員に催告することなく、利用契約を解除することができます。
  - (1) 申込内容に虚偽の記載または記載すべき事実の欠落があった場合
  - (2) 弊社に通知した氏名等の変更事項に虚偽の記載または記載すべき事実の欠落があった場合
  - (3) 銀行引き落としができない場合など、支払い不能な事態を予見できる事由が存在する場合
  - (4) 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認法に従い、弊社が本人住所確認の為に申し込みの住所宛に書類を送付し確認させて頂いた際に、住所確認の書類が届かない場合
  - (5) 会員が他の会員の迷惑になる行為をした場合
  - (6) 会員の行為が、アントレサロンの運営に支障をきたすと弊社が判断した場合
  - (7) 会員への連絡がつかなくなってから30日を経過した場合
  - (8) 著しく弊社または会員の信用を失墜する事実や行為があった場合
  - (9) 会員が本利用規約に違反した場合
2. 会員が、事前の連絡もなく支払期日までに当サービスの利用料金を支払わなかった場合は、その支払期日の月の末日をもって利用契約は終了し、会員は会員資格を喪失します。
3. 本条第1項により利用契約が解除された場合、解約日の翌月末までの利用料金を違約金として支払わなければならない。但し、利用期間（無料期間を除く）が6ヶ月に満たない場合はその残存期間分の利用料金を違約金とする。

#### 第15条（当サービスの休会）

施設の住所を利用しない会員は、弊社が指定する方法（休会届）にて、休会開始月の前々月末日までに申請することにより、休会をすることができるものとします。

また、休会中の会員については、弊社が指定する方法（再開届）にて申請をすれば再度サービスの利用を開始することができるものとします。

#### 第16条（当サービスの廃止）

弊社は、重大な経営上問題が発生した場合、1ヶ月以上の事前の通知書面により、当サービスを廃止することができます。その場合、利用契約は、指定の日に終了します。

#### 第17条（利用契約終了時の措置）

1. 利用契約を終了する場合、会員は速やかにWebサイト、名刺、パンフレット、その他一切の資料より、弊社から提供された住所、電話番号等の記載を削除するものとします。なお弊社の住所に法人の登記をしている場合は、会員は移転登記後の登記簿謄本履歴事項証明書又は会社閉鎖後の閉鎖事項全部証明書を弊社に提出し、弊社が受領した日の翌月末をもって契約が終了するものとします。
2. 利用契約が終了したにもかかわらず、会員のWebサイト、名刺、パンフレット、登記に、弊社から提供された住所、電話番号の記載が残っている場合は、弊社は完全に削除されるまでの期間の利用料金を請求できるものとします。
3. 弊社は、前項の記載内容を確認できるよう、会員に対し、名刺、パンフレット、登記簿謄本履歴事項証明書、閉鎖事項全部証明書を求めることができるものとします。
4. 弊社は、利用契約の終了により、会員または第三者が損害を被っても、いかなる責任も負いません。
5. 利用契約が終了した際は、弊社で保管している荷物、郵便物および宅配物等は直ちに破棄できるものとします。また、利用契約が終了した後に送付された郵送物および宅配物については、受領を拒否できるものとします。弊社は、この破棄によって元会員または第三者が損害を被ったとしても、いかなる責任も負いません。
6. 会員は、個室又は専用ロッカーの利用契約終了日までに、個室又は専用ロッカー内の荷物を撤去しなければならないものとします。荷物を撤去しなかった場合には、当該終了日の翌日から撤去完了に至る日までの間に相応する額を弊社に支払うこととします。  
また、当該終了日の翌日から1ヵ月以上経過しても会員の荷物が残置されている場合には、会員がこれらの所有権を放棄したものとみなします。この場合において、弊社は任意にこれを廃棄し、又は処分できるもの

とし、会員はこれをあらかじめ異議なく承諾するものとします。  
なお、個室又は専用ロッカー内の荷物を受け取れなかったことにより、会員又は第三者が損害を被ったとしても、弊社はいかなる責任も負いません。

#### 第18条（権利の譲渡等の禁止）

当サービスは、会員に限り、利用することができます。会員は、第三者に当サービスを利用させることができません。また、会員は、当サービスを受ける権利を第三者に貸与または譲渡することもできません。

#### 第19条（個人情報保護）

弊社は、会員の個人情報に関して当サービスの運営以外の目的で使用したり、第三者に漏洩、不正利用されることがないように、法令その他規範を遵守します。

#### 第20条（保証範囲）

1. 弊社が提供する当サービスは、以下の事項を完全に保証するものではありません。また以下の事項に問題が発生したことにより、利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社はいかなる責任も負いません。
  - (1) 通話や通信などのサービスで障害が起きないこと。
  - (2) サービスの停止・廃止が起こらないこと。
  - (3) 契約運営者が変わらないこと。
  - (4) サービスの種類や提供方法、金額が変わらないこと。
  - (5) 荷物や郵便物の遅配、未配が生じないこと。
  - (6) 地震、火災、台風、水害等の災害、疫病、盗難その他の不可抗力によりサービスが継続できないこと。
2. 弊社に故意または重大な過失がある場合を除き、当サービスが利用できないことにより会員または第三者が損害を被ったとしても、弊社は、いかなる責任も負いません。また、本項に基づき弊社が責任を負う場合でも、その責任は弊社が会員から受領した利用料金1ヵ月分の金額を限度とします。

#### 第21条（利用規約の変更）

弊社は、適宜、本利用規約の内容を追加または変更することができます。変更後の利用規約は、弊社が、Webサイトににて変更を公表した日から、弊社と会員に適用されます。ただし、変更の効力発生日が特に指定されている場合は、その日から適用されます。

#### 第22条（紛争の解決）

弊社と会員との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

平成22年10月1日 制定  
平成25年 5月2日 改定  
平成26年11月4日 改定  
平成27年2月25日 改定  
平成28年11月1日 改定  
平成29年 3月1日 改定  
2019年 8月24日 改定  
2019年12月26日 改定  
2020年 3月27日 改定  
2020年 4月27日 改定  
2020年 7月20日 改定  
2021年 3月10日 改定  
2021年 9月 8日 改定  
2022年 7月25日 改定

(税別)

	サービス内容	フリーデスクプラン	個室プラン	バーチャルオフィスプラン
基本メニュー	利用料金 (月)	9,505 円	30,000 円～ (1名) 70,000 円 (1～2名) 128,000 円 (4名)	3,800 円
	法人登記・住所使用	○	○	○
	フリーデスク	○	○	×
	個室	×	○	×
	インターネット利用	○	○	×
	郵便宅配受取	○	○	○
	受付対応サービス	○	○	○
	オープンラウンジ	○	○	×
有料オプションメニュー	03 等の電話番号提供サービス	初期費用 5,000 円 月額料金 4,000 円 + 通話料 変更手数料 1回あたり 4,000 円		
	03 電話転送サービス	月額料金 1,000 円 + 通話料 変更手数料 1回あたり 1,000 円		
	電話秘書サービス	月額料金 3,000 円 + 電話があった都度メール報告 150 円/回 変更手数料 1回あたり 4,000 円		
	郵便物メール報告サービス	月額料金 1,000 円		
	郵便物転送サービス	月額料金 2,000 円 + 実費は別途請求 変更手数料 1回あたり 500 円		
	専用ロッカー	月額料金 1,500 円		×
	複合機利用	モノクロ 10 円、カラー 40 円		
	社名掲出	月額料金 300 円 変更手数料 1回あたり 300 円		
	プロジェクター	1 回利用 1,500 円		
	利用住所の変更	変更手数料 1回あたり 3,000 円 (1 年間で 1 回の変更は無料)		
	アントレ会員	月額料金 3,000 円		
	ビジネスサポートシステム	登記、記帳、営業ツール等のビジネスサポート (別途有料)		